

鴨川市公告 第 34 号

鴨川市立国保病院における医療情報システム更新に係る支援業務について、事業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 5 日

鴨川市長 佐々木 久之

1 業 務 名 医療情報システムの更新に係る支援業務

2 業務概要

当院は令和 3 年 4 月に導入した現行の医療情報システム（電子カルテシステム、医事会計システム及びこれらと連携する周辺のシステムをいう。）の更新を計画しています。

更新に際しては、現行システムからのスムーズかつ効率的な移行を実現するとともに、厚生労働省が推進する医療 DX 施策に対応し、同時にサイバーセキュリティ対策の強化も踏まえたシステム構築を計画しており、これらを実現するため、信頼性の高いベンダーを的確に選定することが必要です。

なお、詳細については医療情報システムの更新に係る支援業務 調達仕様書等によるものとします。

3 委託期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託料上限金額（7 か月合計額）

一金 2,450,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させない者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。

- (5) 鴨川市暴力団排除条例(平成 24 年鴨川市条例第 31 号)第 2 条に定める暴力団員等、暴力団員の等の配偶者(暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 公租公課に滞納がないこと
- (7) 業務提案への参加資格確認申請書(以下「参加申請書」という。)の提出時点で鴨川市の入札参加資格を有する者であること。

6 選定方法

公募型プロポーザル形式の選考とし、参加者から提出される企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の実施内容について評価基準に基づき審査し、最も評価の高い事業者を特定する。

7 手続き等

本業務に関する実施要項等の資料は、鴨川市ホームページにおいて公表する。

また、プロポーザルの日程及び参加に必要な書類等は、鴨川市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすること。

8 窓口・問い合わせ

鴨川市立国保病院

住 所 〒296-0112 千葉県鴨川市宮山 233 番地

電話番号 04-7097-1224 (事務局直通) Fax 04-7097-0157

メールアドレス byoin@city.kamogawa.lg.jp